



No. 323

令和6年4月1日

## トピックス ～ 定額減税 ～

令和6年度税制改正で、令和6年分の所得税について定額減税(特別控除)が実施されることになりました。令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から定額減税を行うこととなります。今月は、この給与の支払者が行う定額減税の概要について改めてご案内します。

### 定額減税の対象者

- 令和6年分の所得税の納税義務者である居住者
  - 令和6年分の所得税にかかる合計所得金額が1,805万円(給与収入だけの人は収入金額が2,000万円)以下の人
- 定額減税の対象となる所得税は、令和6年分(1年限り)の所得税です。  
定額減税額は次の金額の合計額です。

1. 本人(居住者に限る。) 3万円(住民税は、1万円)。
2. 同一生計配偶者又は扶養親族(16歳未満の年少扶養親族も含む。いずれも居住者に限る。) 1人につき 3万円(住民税は、1万円)。

- (注) ① 定額減税の合計額がその人の「令和6年分の所得税額」を超える場合、控除される金額はその所得税額が限度となります。
- ② 同一生計配偶者とは、配偶者の合計所得金額が48万円以下の人(所得者本人の合計所得金額は問いません)をいいます。
- ちなみに、控除対象配偶者とは、所得者本人の合計所得金額が1,000万円以下でかつ所得者と生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の人です。

### 源泉徴収義務者が行う定額減税事務

#### <給与所得者に対する定額減税の手順>

- 1 定額減税対象者の把握
- 2 既に提出された扶養控除等異動届出書、又は、令和6年1月1日から令和6年6月1日(基準日)までに異動があった場合には、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」(国税庁ホームページに掲載されています。)により人数の把握
- 3 定額減税額の算定
- 4 各人別控除事績簿の作成(国税庁ホームページに掲載されていますのでご活用ください。)
- 5 令和6年6月1日以後に支払う給与等(賞与含む)に対する源泉徴収税額から月次で減税を実施し、控除しきれない部分の金額は、翌月以後の税額から順次減税を実施します。(月次減税事務)

#### <月次減税事務での留意点>

- 1 基準日は、令和6年6月1日 但し、判定時期は、令和6年12月31日の現況となります。
- 2 基準日現在在職している人が対象であって、基準日現在在職していない人は対象外となります。
- 3 令和6年6月2日以後に入社した人は、月次減税事務は行いません。年末調整で減税を行うこととなります。
- 4 扶養控除等異動届出書を提出している者のうち、源泉徴収税額表の甲欄適用者が対象となります。従って乙欄、丙欄適用者は月次事務では減税を行いません。確定申告をすることで調整されます。
- 5 給与支払明細書に月次減税額のうち実際に控除した金額を記載する必要があります。

### 個人住民税の減税の実施方法

#### <給与所得に係る特別徴収>

令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で徴収します。

#### <普通徴収(事業所得者等)>

「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から順次控除され、最終的には来年3月の確定申告で精算します。

新年度がスタートしました。暖冬の影響で桜の開花が早いのではという予想が、もの見事に外れております。植物学的には、桜は秋から冬にかけて冬眠し、1、2月に冷え込んで初めて3月下旬に開花の体制になるとのこと。このため、1、2月が暖冬だったため、逆に開花が遅れてしまい、これから一挙に開花から満開へと桜前線が駆け足で北上を始めることでしょう。昔の教科書に出てくるように、新一年生を迎える入学式に満開の桜が、文字通り花を添えるといった風景が名古屋近郊では楽しめそうです。

まずは明るい話題から。やはりスポーツの分野でしょうか。最近、やや低迷気味の大相撲人気は回復しております。何といっても、その立役者と言えば、尊富士(タケルフジと呼ぶようです。)の活躍ぶりです。恥ずかしながら、小生は当初全く関心がなかったのですが、初入幕の力士が優勝を果たすのは110年ぶり!の快挙ということでした。あの『大鵬』でさえ成しえなかった、歴史的な偉業と言えます。一人横綱の照富士が何時引退しても相撲界にとってみれば動揺のない受皿が整ってきました。興業的にも安堵している関係者が多いのではないのでしょうか。ベテランと新進気鋭が鎬を削りつつ世代交代が順調に進んでいくことは相撲界に留まらず、どの業界にとっても健全かつ前向きな傾向として嬉しい限りです。とりわけ、印象の深かったのが、優勝を果たした翌日のインタビューでした。前日14日目の対戦の折、靱帯損傷というアクシデントに見舞われ、優勝を懸けた最後の勝負を欠場してもおかしくない状況で、精神的にも萎えていた場面で、兄弟子でもある横綱照富士関より、「記録に残るよりも、負けても良いから記憶に残る」勝負をせよと発破をかけられた途端に、痛みが嘘のように消え、勝負への闘志がふつふつと湧いて来て、当日は何の不安もなく、真っ向から勝負に挑むことができたという趣旨の発言がありました。『記録に残るより、記憶に残る』という名セリフに感銘しましたし、しびれましたね!一般的に、寡黙で朴訥とした力士が多いのですが、その点、尊富士は堂々としているというより、泰然自若とした語り口に大器の片鱗を垣間見させてくれました。小生の印象としては、「相撲界の大谷翔平」と言えなくもないかと、その好感ぶりを表現したいと思います。まだザンバラ髪の大の里ら若手の活躍を期待したいです。本音を言えば、モンゴル勢が横綱や大関を占めている状態が長く続いていますが、やはり日本の国技ですから、日本人力士の奮起を強く願わざるを得ません。

さて、そんな、さわやかな雰囲気の対象局面にあるのが、昨今の政界のドタバタ劇です。頭脳明晰を誇る高級官僚出身等の政権与党の重鎮政治家による、統一教会との関わり方や政治倫理審査会等での答弁ぶりです。「(明々白々の)記録があるのに、記憶にない」というお惚けぶりには唾然とするしかありません。戦前の軍部の不当な介入に対する痛切な反省の下で、政治家の言動・信条を何よりも大切にするべく(国会開会中の不逮捕特権がその一例)、その財政基盤に対する配慮(遠慮)が裏目に出ている結果に愕然とするものです。せめて、民間上場企業における不祥事に伴う結果責任という、経営トップの出处進退に係る常識的なレベルの見識を持ってもらいたいものです。本来ならば、国民を代表する国会議員は最高の道徳の具現者であるべきですが、それは高望みに過ぎるというものでしょう(残念ながら)。せめて、最低限のモラルとして、秘書のみに責任を押し付けるのではなく、政治活動全般に亘って連座制を適用する等政治的・道義的責任に対する議員本人の責任を明文化することが強く望まれます。

#### 《和奏・遼真通信》

和奏は、いよいよ高校生活も残り1年となっております。校風があつていて、友達にも恵まれ、勉強も遊びも上手く回転しているようです。ところが、3年生から文系理系別のクラス分けとなるこの春、難点が浮上しているとのこと。今の仲良しグループの友達すべてが理系選択である一方、和奏は理数系は苦手で、志望大学も文系に絞られております。このため、この4月からは否応なく離ればなれになってしまうそうです。一つの試練ではありますが、きっとまた新しい友達ができるものと確信している次第です。

一方の遼真は、2クラスか3クラスになるか微妙なラインという1学年70名程度の少規模中学校への進学でもあり、不安は感じてはいるものの、結構長い春休みを楽しんでいるようです。友達と一緒に塾での復習・予習も無難にこなしており、進学への準備もほぼ整ったといったところですよ。フレー、フレー、遼真!大人に近づく一歩として、健やかなる成長を期待しております。

(令和6年4月1日 所長 橋本)

